

令和4年度芦屋市生活困窮者  
自立支援制度に関する  
事業実績報告書（案）

令和5年9月 芦屋市

# 目 次

<b>I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績</b> .....	<b>1</b>
1 相談実績 .....	2
(1) 自立相談支援事業の相談分析 .....	2
2 支援実績 .....	6
(1) 相談支援 .....	6
(2) 自立相談支援事業による就労支援 .....	9
(3) 自立相談支援事業における他事業との連携 .....	9
(4) 他機関等との連携 .....	9
3 成果と課題 .....	11
<b>II 家計改善支援事業（任意事業）の実績</b> .....	<b>16</b>
1 支援実績 .....	16
(1) 新規面談の家計再生プラン実績 .....	16
(2) 支援実績の集計 .....	17
(3) 滞納金の支払い .....	18
(4) 周知・啓発 .....	19
2 成果と課題 .....	19
<b>III 就労準備支援事業（任意事業）の実績</b> .....	<b>21</b>
1 支援実績 .....	21
2 社会資源の開拓 .....	23
3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について .....	24
4 周知・啓発 .....	25
5 成果と課題 .....	25
<b>IV 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績</b> .....	<b>27</b>
1 支援実績 .....	27
(1) 学習支援 .....	27
(2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」） .....	28

(3) 養育支援 .....	29
2 成果と課題 .....	30
<b>V 事業推進体制 .....</b>	<b>32</b>
1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会 .....	32
2 総合相談連絡会 .....	33
3 事例検討会 .....	34
4 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会 .....	34
5 総合相談窓口の関係図 .....	35
<b>VI その他 .....</b>	<b>36</b>
1 広報啓発 .....	36
2 近隣市との情報交換会等 .....	37
3 職員研修 .....	37
<b>VII 参考資料 .....</b>	<b>38</b>
1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱 .....	38
2 令和4年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿 .....	40

## I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

### <事業の概要>

令和2年3月から続く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入減少・離職など生活の維持が難しくなり相談に来所される方が増えました。様々な生活支援策が終了する中で、生活再建が思うようにならない方からの相談が増えました。特に、年金担保融資を必要に応じて活用していたと思われる高齢者からの貸付相談が増えました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、留学生を含む在留外国人が就労先やアルバイト先等から解雇されるなど職を失う事態が多くありました。今年度は新たに、外国人・外国籍の方のために、多文化共生センターとNGO神戸外国人救援ネットとの協働で「外国人のための生活相談会」を開催しました。

芦屋市では令和4年5月から、家計改善支援事業を開始しました。慢性的な赤字を抱えた世帯、借金がある世帯、病気や失業などによる収入減少した世帯など、世帯の置かれている状況は様々ですが、相談員と共に世帯の家計の見直しをすることにより、収支バランスが改善された例があります。

芦屋市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、生活福祉資金貸付事業と生活困窮者自立相談支援事業を同じ相談窓口で対応しています。そのことにより、貸付の利用だけでは生活再建が見込めない方へは、早期に自立相談支援機関担当者が関わることができ支援を提供することができます。

また、令和4年度の社協組織改正において、地域づくり部門である地域福祉係と相談支援係が地域福祉推進課として一つに位置付けられたことにより、より社会参加支援や地域づくりとの連携が可能となりました。

令和4年度から取り組んでいる重層的支援体制整備事業では、多機関協働の充実や、専門職の連携を深められるよう、各種会議体や既存仕組みの見直し・充実に取り組みました。

今後は、社会的孤立と孤独の解消、世帯アセスメントによる課題の把握と世帯複合支援に積極的に取り組む必要があり、地域生活においてひとり一人が誰かとお互いにつながる社会参加支援、様々な専門職が多機関で協働し支援を提供するチーム支援、つながり続ける地域づくり支援を推進します。

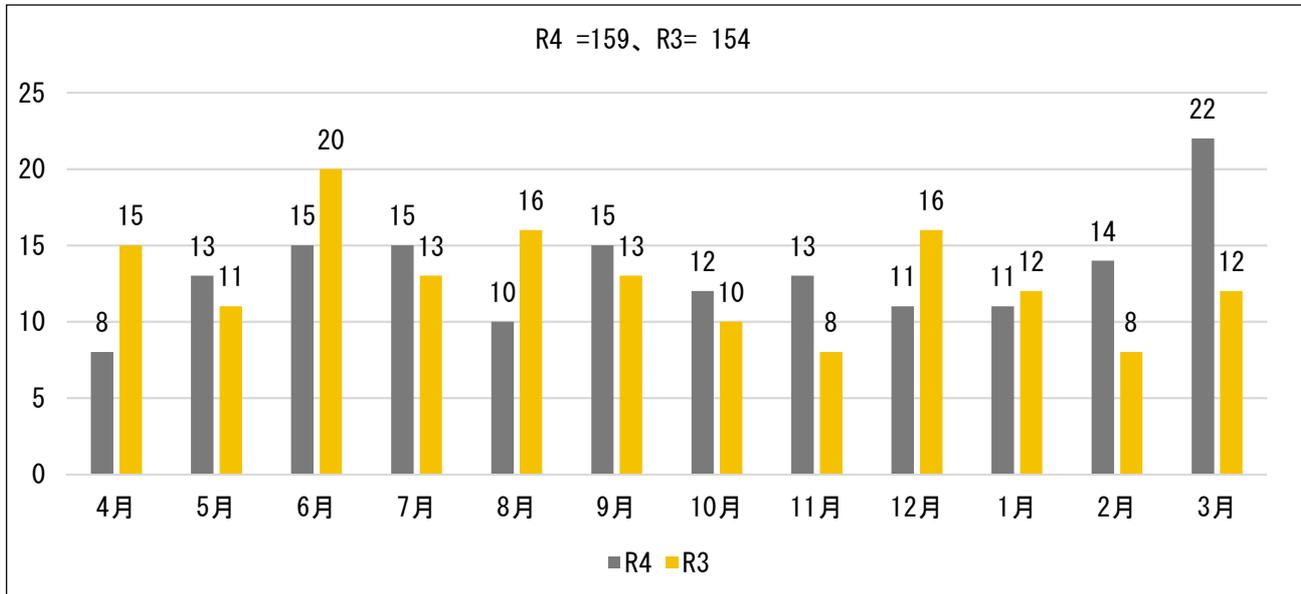
次頁以降に本事業に関する実績を報告します。

# 1 相談実績

## (1) 自立相談支援事業の相談分析

### ア 月別相談件数の推移

【図表 1-1】



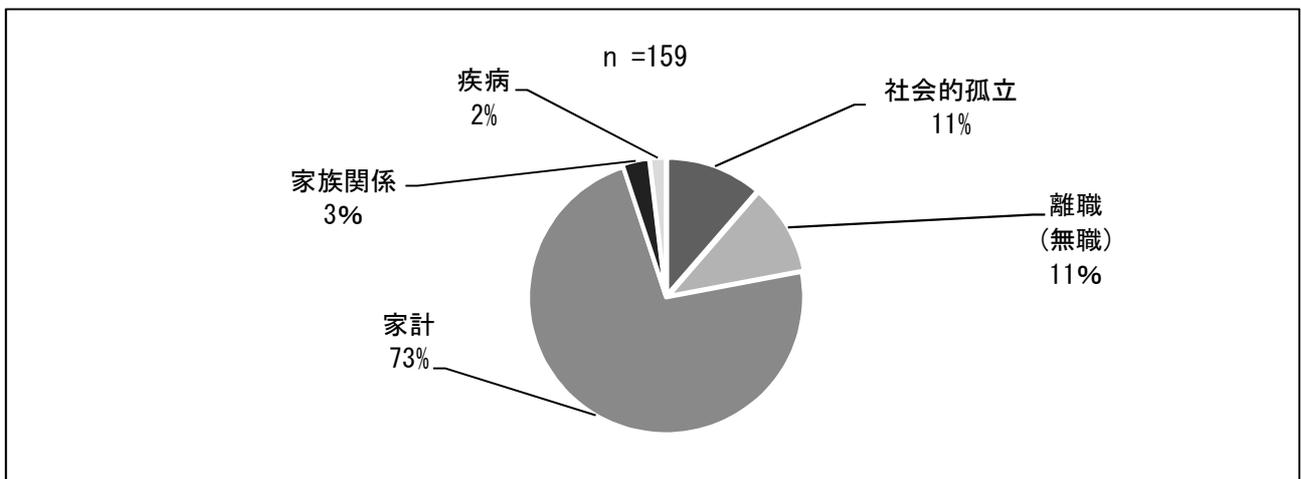
### イ 性別

【図表 1-2】

性別	男性	83
	女性	76
	その他	0

### ウ 主な困りごと種別

【図表 1-3①】



【図表 1-3②】

困りごとの詳細（複数回答があるため、相談者数とは合致しません。）

項目	件数	項目	件数
病気や健康、障がいのこと	8	地域との関係について	0
住まいについて	12	家族との関係について	5
収入・生活費のこと	73	子育てのこと	3
家賃やローンの支払いのこと	21	介護のこと	1
税金や公共料金等の支払いについて	10	ひきこもり・不登校	3
債務について	8	DV・虐待	1
仕事探し、就職について	15	食べるものがない	3
仕事上の不安やトラブル	0	その他	5
		合計	168

相談内容について、「収入・生活費のこと」、「家賃やローンのこと」などお金にまつわる困りごとが多いです。慢性的な赤字家計の場合、家計改善支援事業の利用を勧め、家計のやりくりと一緒に考える支援を提案しますが、取り組む方は少数です。クレジットカード利用やキャッシュレス決済利用などにより、利用額が後払いとなっている生活パターンの方は、現金での生活に変えることを提案しますが、習慣となった支払い方法を直ちに变えることが難しい場合が多いです。

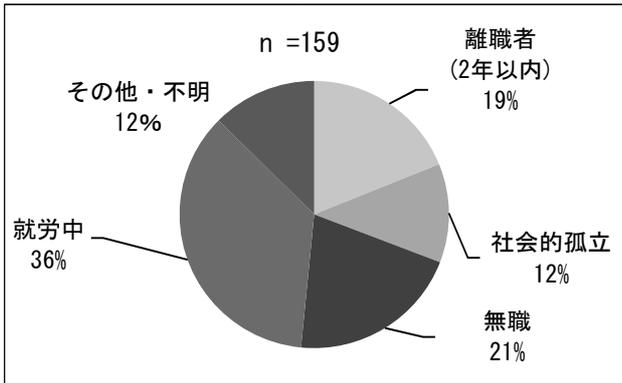
【図表 1-4 年代別の状況】

困りごと	年代									合計	R3
	10代	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上	不明			
社会的孤立	1	1	6	4	4	0	2	0	18	13	
離職（無職）	0	1	4	5	3	1	2	1	17	6	
家計	1	12	13	17	16	10	42	5	116	117	
家族関係	0	1	0	0	1	2	1	0	5	10	
疾病	0	0	0	0	2	1	0	0	3	7	
学習支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	2	15	23	26	26	14	47	6	159	154	

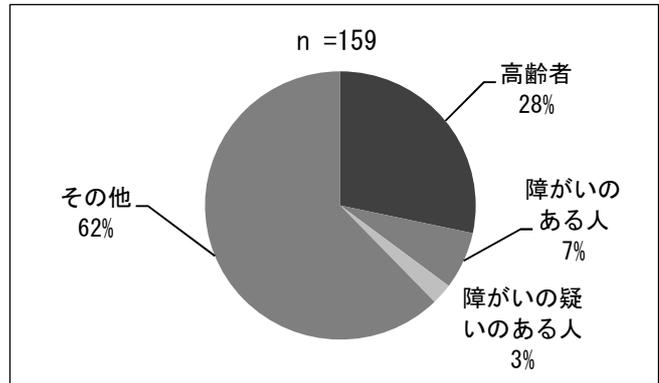
家計に関する相談が多く、その中でも高齢者からの相談が増えています。背景として、コロナ禍以前にアルバイト収入と年金で生活していた方が、アルバイトを離職・解雇になり、その後の就労が難しいことが多いと考えられます。

エ 就労状況・対象者

【図表 1-5 就労状況】



【図表 1-6 対象者】



【図表 1-7 就労状況・対象者】

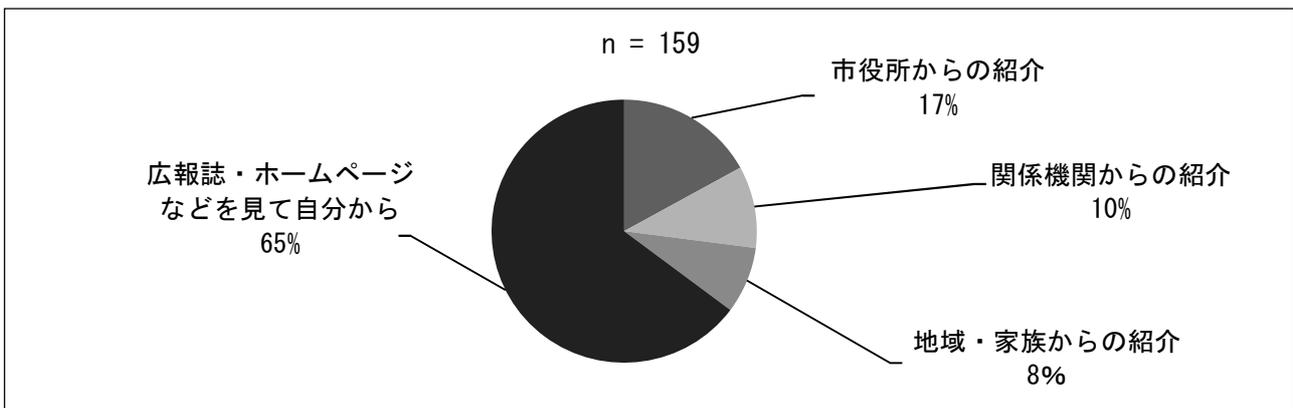
就労状況 \ 対象者	高齢者	障がいのある人	障がいの疑いのある人	その他	合計	R3
離職者 (2年以内)	5	2	0	23	30	23
社会的孤立 (ひきこもり)	1	2	4	12	19	10
無職	21	4	0	8	33	46
就労中	13	3	0	41	57	46
その他・不明	5	0	0	15	20	29
合計	45	11	4	99	159	154

「その他」の中にはアルバイトで生計を維持していた外国人留学生や学生が含まれます。コロナ禍において、全国的に在留外国人への支援体制の弱さが浮き彫りとなりましたが、芦屋市においても例外ではありませんでした。

2年以内の離職者や就労中の高齢者からの経済的問題に関する相談が多く、高齢になっても働かないと生計を維持できない現状があることが分かりました。

オ 相談経路

【図表 1-8】



【図表 1-9 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介		件数	(B) 関係機関からの紹介		件数	(C) 総合相談窓口からの紹介		件数
福祉部	生活支援課	6	高齢者生活支援センター	8	地域・家族から	家族・知人・大家	13	
こども・健康部	子ども家庭総合支援課	5	障がい相談支援事業所・障がい基幹相談支援センター	2		民生委員・児童委員	0	
福祉部	高齢介護課	3	若者相談センターアサガオ	2		小計	13(7)	
福祉部	地域福祉課	3	他市社協	2	広報誌・ホームページなどを見て自分から		103(88)	
総務部	債権管理課	3	権利擁護支援センター	1	(C) 合計			116(95)
福祉部	障がい福祉課	2	幼稚園・保育所園	1	(B) 合計		16(31)	
こども・健康部	健康課	2						
企画部	市民参画・協働推進室	1						
教育委員会		1						
住宅管理センター		1						
(A) 合計		27(28)						

※各項目合計（ ）内の値：令和4年度実績

コロナ禍が続く中で、コロナ特例貸付にまつわる本人からの相談が最も多く、経済的問題を抱える世帯が生活を再建することの難しさが明らかになりました。関係機関との連携においては、初回相談のつなぎだけではなく、支援経過においても継続的に協力することができています。

【図表 1-10 主な困りごと種別の相談経路】

相談経路	社会的孤立		離職（無職）		家計		家族関係		疾病		学習支援		合計		R3	
	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有	全数	内滞納・負債有
(A) 市役所からの紹介	3	0	3	0	20	7	0	0	1	0	0	0	27	7	28	8
(B) 関係機関からの紹介	6	0	3	1	6	3	1	0	0	0	0	0	16	4	31	3
(C) 総合相談窓口からの紹介	地域・家族からの紹介	4	0	1	0	5	3	2	0	1	0	0	13	3	7	1
	自分から（広報誌等）	5	0	10	2	85	29	2	1	1	0	0	103	32	88	12
合計	18	0	17	3	116	42	5	1	3	0	0	0	159	46	154	24

家計に困りごとを抱え相談に来た人の32%は滞納や負債を抱えており、家計改善支援事業の活用で家計の見直しをするだけでは生活再建できないこともあります。権利擁護支援センター専門相談を利用し、自己破産手続きなどの法的債務整理が必要な場合もあります。

## 2 支援実績

### (1) 相談支援

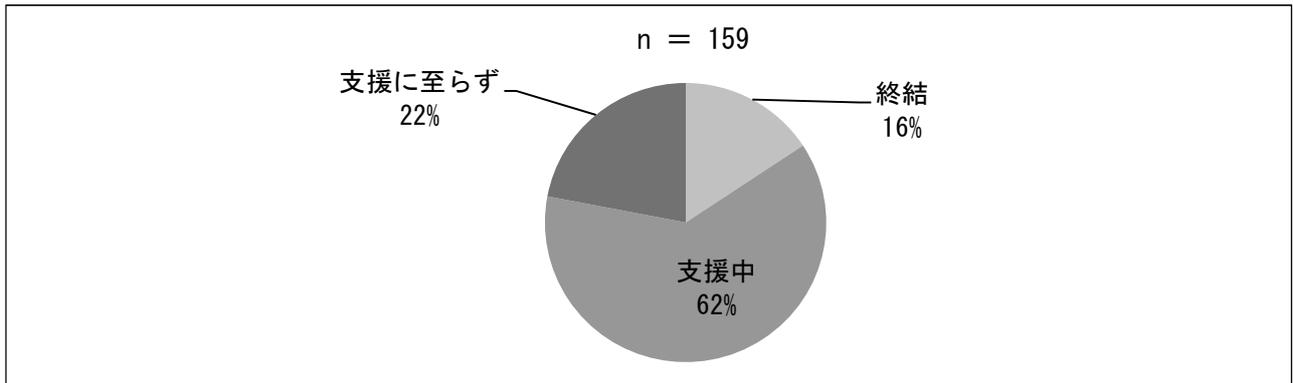
#### ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和4年度実績】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計	R3
新規相談受付件数（本人未特定を含む）		8	13	15	15	10	15	12	13	11	11	14	22	159	154
プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時）		5	1	2	2	3	1	2	4	4	4	2	7	37	31
	情報提供のみで終了	3	1	2	2	3	1	2	4	3	4	2	6	33	20
	他機関へのつなぎで終了	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	11
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数（再プランを含む）		7	4	5	3	8	6	3	4	8	6	3	4	61	54
就労支援対象者数（プラン期間中の一般就労を目標にしている）		3	0	3	3	1	4	0	2	4	4	2	1	27	31
事業等利用 法に基づく	住居確保給付金	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	4	19
	住居確保給付金 再支給	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	1	7	47
	家計改善支援事業	0	3	4	0	4	3	1	0	4	2	2	2	25	0
	就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	5	8
	自立相談支援事業による就労支援	0	0	1	2	2	2	0	0	0	1	1	0	10	12
	子どもの学習・生活支援事業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1
その他	生活福祉資金による貸付	0	3	2	1	1	3	1	1	4	3	1	2	22	29
	生活保護受給者等就労自立促進事業	3	0	0	2	1	2	0	0	0	1	1	1	11	11
評価実施件数（再プランを含む）		2	2	0	1	6	3	0	3	4	0	2	4	27	21
評価結果	終結	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	5	2
	再プランして継続	2	2	0	1	5	3	0	1	4	0	2	2	22	19
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見られた変化	変化あり	2	2	0	1	4	3	0	3	4	0	2	2	23	19
	変化なし	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	4	2
評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		0	2	0	1	2	1	0	0	1	0	2	3	12	11
	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	2
	就労収入が増加	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和 4 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

		社会的孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	学習支援	合計
終結	H27~R3 年度*	2	3	31	1	1	0	38
	R4 年度	1	4	20	0	0	0	25
	合計	3	7	51	1	1	0	63
支援中	H27~R3 年度*	18	17	139	7	5	1	187
	R4 年度	14	11	67	4	3	0	99
	合計	32	28	206	11	8	1	286
支援に至らず	H27~R3 年度*	2	1	14	0	1	0	18
	R4 年度	3	2	29	1	0	0	35
	合計	5	3	43	1	1	0	53
中断	H27~R3 年度*	2	16	153	7	4	0	182
	合計	2	16	153	7	4	0	182

\*H27~R3 年度中に終結に至らなかったケース

全ケースの中で、家計に困りごとがある方の「支援に至らず」、「中断」が多く、家計の見直しのため家計改善支援事業を活用し、踏み込んだ支援を提案すると、本人が生活状況を変えることを望まない場合や、コロナ禍における各種経済支援策の利用だけを希望していた場合、具体的な支援に至らず、経済支援策が終了するとともに、関係が切れることがあります。

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法 主な困りごと	就労	家計改善	他機関 つなぎ	他市転出	その他	合計	R3
社会的孤立	1	0	2	0	0	3	7
離職（無職）	2	2	0	2	1	7	6
家計	11	15	13	4	8	51	62
家族関係	0	0	0	0	1	1	8
疾病	0	0	0	0	1	1	1
合計	14	17	15	6	11	63	84

コロナ禍をきっかけに家族と距離を取るようになり、本人の主訴や行動の理由が不明であることが多いため、親や家族が思い悩むことが多いです。その場合は、同じ悩みを持つ親同士が集い情報交換できる場である「ひだまりの会」の案内や、家族支援の提供から始めています。

#### ウ 終結までの支援期間

【図表 2-5 主な解決法の種別】

解決法 期間	就労	家計 改善	他機関 つなぎ	他市 転居	その他	合計	割合	R3
3か月以内	0	1	1	0	1	3	5%	12
6か月以内	1	2	1	2	3	9	14%	7
12か月以内	1	6	2	3	3	15	24%	35
18か月以内	0	0	0	0	0	0	0%	23
24か月以内	10	4	7	1	2	24	38%	4
30か月以内	2	4	4	0	2	12	19%	3
合計	14	17	15	6	10	63		84

コロナ禍でコロナ特例貸付などを利用していただいていた自営業や個人事業主の方々は、事業に関する経済支援策も活用することができたため、自立相談支援機関での継続的な相談や家計改善支援事業を活用しての家計の見直しなどの支援は望まない傾向にありました。

#### エ 福祉部生活援護課との連携

相談者の中には一時的に生活保護を利用することが望ましい方がいますが、車や原付バイクを手離すことを嫌がり、申請に至らない場合があります。

## (2) 自立相談支援事業による就労支援

高齢者の相談ではアルバイト収入などの就労収入の減少や失業から、生活の維持が難しくなっている相談が増えています。ハローワーク西宮との連携で就労支援を行いますが、体力的に困難な業務内容であったり、生活維持には不十分な低収入など年齢も含めて厳しい採用条件となっている企業が多くみられます。

その場合、生活にかかる経費の見直しが必要となり、公営住宅への転居など家賃を含む固定経費の削減を提案します。

## (3) 自立相談支援事業における他事業との連携

### ア 住居確保給付金

昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策として、住居確保給付金の対象者の拡大や求職活動要件の緩和の措置がなされていましたが、相談件数・利用件数はコロナ禍のピーク時と比べ減少しました。しかしながら、減収後収益が回復しない方や離職された方の利用があるため、コロナ禍の影響が未だ続いていると感じます。

### イ 就労準備支援事業

社会的孤立や転職を繰り返すケースの相談者が増え、同時に継続支援対象者も増加しました。面談や集団プログラムなど様々な活動の中で、自立相談支援機関担当職員と就労準備支援事業担当者、家計改善支援事業担当者が一体的に関わることで、社会参加場面を増やすことに取り組みました。

「くろまつ」や「寄ってカフェ」なども徐々に参集開催ができるようになり、新たなステージとして参加者がより能動的に参加できる取組を目指していきたいと考えています。

### ウ 子どもの学習・生活支援事業

自立相談支援事業からつながった子どもの学習・生活支援事業の利用世帯が1件であり、引続き事業の周知・啓発に積極的に取り組む必要があります。

子どもの学習・生活支援事業担当者で自立相談支援機関間ではケースの情報共有を行うことができおり、具体的な世帯支援には有用であると思われます。

## (4) 他機関等との連携

社協が取り組んできたコロナ特例貸付の利用者の中には、外国籍の住民や在留外国人も多く、言語や生活様式、文化の違いなど相談対応する際に、十分にアセスメントできないなどの課題が表面化しました。

今年度、初めて「外国人のための生活相談会」開催し、多機関との連携による相談と、食料と生活用品の無償頒布にも取り組むことができました。

【その他の機関・事業利用数】

機関・事業名	内容	利用数
フードバンク関西による食材提供	所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。	7 件
生活物品等ゆずりあいネットワーク	芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けることができる。	48 名 98 点 (家電・日用品・衣類等)
フードドライブによる食材提供	コープこうべ、芦屋市環境施設課と芦屋市社協で余剰食品の提供を受け、即時必要な方へ向け数日分の食材を提供するもの。	30 名
福祉を高める運動世帯 経済的支援	民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年 2 回配分金をお届けするもの。	16 世帯
生活福祉資金等貸付（従来からのもの）	兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。子どもの進学費用の貸付。	教育支援資金 4 名
国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金	子どもや女性支援を活動方針としている国際ソロプチミスト芦屋による基金を活用し、子どもや女性に必要な生活用品の購入を支援するもの。  【思い出プロジェクト】 経済的に豊かではない世帯の子ども心に残る取り組みとして、ボランティアカメラマン等の協力を得て、七五三のお祝い写真を作成する取組。	9 世帯  3 世帯
外国人のための生活相談会	多文化共生センター、NGO 神戸外国人救済ネットとの共催による「外国人のための生活相談会」を開催。食料と生活物品の無料提供会も同時開催。	18 人

### 3 成果と課題

#### (1) 周知・啓発

##### 成果

- ・就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組みました。また、近隣高校からの依頼で、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の各担当者と出前講座を実施しました。
- ・多文化共生センター、NGO 神戸外国人救済ネットと協働で外国人のための生活相談会を開催し、食料や日用品提供を併せて行いました。
- ・総務部債権管理課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封しました。
- ・全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行いました。
- ・生活物品のゆずりあい・ほほえみ支援の案内チラシを作成し、子ども家庭総合支援課の協力により学校園への周知啓発を行い、校長会など教育委員会との連携にも取り組みました。
- ・ひきこもり相談窓口、ヤングケアラー相談窓口などの周知啓発チラシを作成しました。
- ・総合相談連絡会等で家計改善支援事業の周知に取り組みました。
- ・新たに始まった家計改善支援事業の周知に取り組み、経済的困窮者へ家計の見直しを進めることができました。
- ・債務整理の相談や滞納税金、保険料の支払いに同行するなど連携した支援を提供することができました。

##### 課題

- ・コロナ特例貸付などのコロナ禍での経済支援策が終了し、償還が始まっている中で生活再建が難しい世帯が明らかになってきており、単純な経済的な問題ではなく複合的な問題を抱える世帯が増加しています。適切な支援を提供するには、関係機関と連携強化が必要であると考えています。
- ・経済的に不安定な子育て世帯へ支援を届けるため、子ども家庭総合支援課、教育委員会と連携していきます。
- ・外国人からの相談に対応するため、外国人支援団体と連携をしていきます。

#### (2) 家計相談

##### 成果

- ・家計に課題のある世帯については、相談対応の初期の段階から家計改善支援事業に面談同席してもらい、家計収支表の作成等を提案することができました。
- ・自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援を提案することで、生活再建の道筋が見え、家計の見直しに取り組む支援提供ができました。

- ・年金収入と軽労働での収入により生活を維持してきた高齢者からの相談が増加しており、家計収支表の作成等の家計支援を提案するとともに、医療機関の積極的な受診や健康診断の受診勧奨をすることで体調管理を働きかけました。
- ・社協地域福祉係と協力し、民生委員児童委員や福祉推進委員に働きかけ、生活に悩みを抱える方に対し早めの相談を周知するため、相談窓口案内チラシを配布しました。
- ・世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増加しており、関係機関との協力で世帯支援を実施するため、必要に応じて担当者間での連携を充実できるように顔の見える関係づくりに取り組みました。
- ・家計改善支援事業が始まったことにより、相談の初期の段階で家計収支表の作成や借金の洗い出しなどに取り組むことができ、早い段階で経済的な生活再建策を提案することができました。また、相談者は早い段階から継続的に家計の見直しに取り組むことができるため、見通しを持った生活の見直しに取り組むことができました。
- ・経済的に困窮している高齢者からの相談が増えており、家計の見直し等の家計支援を行い、公営住宅への転居や生活保護の申請に至り、生活再建につながりました。

#### 課題

- ・家計に問題があるが見直しには消極的な人は、経済支援策が終了した後、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等、経済支援策終了後のフォローアップが必要であると考えています。

### (3) 地域での居場所・役割

#### 成果

- ・社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターとの協働による出張居場所を開催しました。
- ・就労準備支援事業と協働で、協力企業・事業所の開拓に取り組むため、市内の証券会社、工務店などを訪問し、取り組みや活動内容について意見交換し、具体的な活動への話し合いができました。
- ・「ひだまりの会」を継続的に開催し、親の会として情報共有や勉強会などに取り組み、新たな参加者が増えました。家族支援のCRAFT（ひきこもっている本人の家族に働きかけることによって、本人が治療の場所まで出て来られるようにサポートする認知行動療法プログラム）にも取り組むことができました。
- ・地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携し、ひきこもりの人の居場所となっている「ボードゲーム研究会」への参加を呼びかけ、ボランティア活動の紹介を行いました。
- ・事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討しました。Zoomで開催することで、感染予防に配慮することができました。

- ・市内の企業を訪問し、具体的な取り組み内容について意見交換することで、社会参加場面を増やすことができました。

#### 課題

- ・社会的孤立支援は長い時間を要する支援になるため、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとすれ違うことがあります。
- ・社会的に孤立していて、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みの検討が必要であると考えています。

### (4) 就労支援

#### 成果

- ・就労条件のこだわりが多いため求職先が見つかりにくく、求職活動が困難な状態にあり、就職に結びつかない人へは丁寧な就労アセスメントが必要であり、こだわる理由や現実との乖離など本人とともに考える時間の確保が必要であると考えています。そのため、市内介護施設へ仕事の切り出しを依頼するとともに、本人の自己評価シートを作成し、可視化できるように取り組みました。
- ・障がいの疑いがある人の多くは、転職を繰り返す傾向にあると考えられるため、障がい相談支援専門職と相互研修会を開催し、顔の見える関係づくりに取り組みました。
- ・コープこうべの協力により、コープ打出浜店において、「めーむひろば」を就労体験の場として活用させていただき、就労に結び付くよう継続的に体験を実施しました。
- ・継続的な軽労働を確保するため、市内介護保険施設に働きかけ、仕事の切り出しを実施しました。本人による自己評価や施設担当者と相談員による評価をし、問題点の洗い出しができるような仕組みづくりを構築することができました。

#### 課題

- ・所持金が極端に少ないケースの場合、一時的に生活保護受給をしたのち、求職活動することを勧めるものの納得しない人が多く、生活保護申請に結び付かないため、自立相談支援機関と生活援護課で就労支援を一体的に実施するなど、支援方法を検討する必要があると考えています。

(5) 他機関連携と多分野横断課題への取組み

**成果**

- ・困りごとを抱える人へ相談窓口を紹介するだけでなく、相談内容を聞き取り、一歩踏み込んだ「つなぎ」をすることの重要性を専門職が認識する必要があると考えていることから、重層的支援体制整備事業の一環として総合相談連絡会のリノベーションに向け、複合多問題世帯へのアプローチと参加支援についてケース検討を行いました。
- ・相談当初の課題は解決したものの継続的に関わり続けることで生活が安定し、精神状態が安定するケースについて、継続的な傾聴に努める支援を提供しました。
- ・断らない相談を展開するため、「自分の分野ではない相談内容」にどのように対応する必要があるのか社会福祉協議会内において研修会を開催し、多機関協働支援を再確認する学び直しの機会となりました。
- ・包括的な支援体制の構築に向け、地域発信型ネットワークをはじめ関係機関との連携会議等には積極的に参加し、子どもへの支援を地域で取り組む必要があるとの課題認識が共有されました。
- ・他機関と連携して外国人生活相談会を開催しました。
- ・重層的支援体制整備事業の一環として、総合相談連絡会のリノベーションを検討し、試行的な取組として、複合多問題世帯へのアプローチと参加支援のケース検討を行いました。事例検討を通して、参加支援や地域づくりの視点を共有することができました。
- ・ケースによっては課題が解決した後も、相談員に傾聴を求める場合があり、精神状態の安定と不安解消のため、対応することで次のステップへ踏み出せることがわかりました。
- ・外国人相談会を開催したことで、外国人支援団体とつながることができ、支援の幅が広がりました。

**課題**

- ・コロナ特例貸付などの取組から、低収入の高齢者、日本語理解が難しい外国人、ひきこもり状態の人、養育能力に不安がある家庭などが、今後、深刻な状態になることが予想されるため、多機関との連携によるチーム支援が必要であると考えています。

【参考】令和4年度総合相談窓口集計

2022(令和4)年度 総合相談集計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
		新規	31	46	44	38	50	40	25	36	45	45	39	32	471
		2回目以降	69	52	64	53	46	43	43	41	24	23	10	8	476
計		100	98	108	91	96	83	68	77	69	68	49	40	947	
新規	面談	11	16	16	14	20	14	9	12	16	14	18	13	173	
	電話	20	29	26	24	29	25	16	22	27	30	19	15	282	
	出張相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	メール・他	0	1	2	0	1	1	0	2	2	1	1	4	15	
気づき	チェックシート 有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	フィードバック 要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相談者	本人	20	36	30	34	42	33	16	21	41	31	35	25	364	
	家族	6	7	11	4	2	3	7	10	2	7	3	4	66	
	友人・知人	1	2	1	0	3	1	1	1	1	1	1	1	14	
	関係機関	0	1	1	0	1	0	1	1	1	5	0	0	11	
	地域関係者(民生委員・福祉推進委員など)	2	0	1	0	0	3	0	1	0	0	0	1	8	
その他	2	0	0	0	2	0	0	2	0	1	0	1	8		
対象者	性別	男	16	22	21	24	20	21	12	19	21	18	20	12	226
		女	15	24	21	14	30	17	13	17	24	27	18	19	239
		不明	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	1	6
	年代	～10代	1	1	2	0	1	1	0	2	0	0	0	0	8
		20代	2	4	2	6	4	3	0	2	2	3	2	1	31
		30代	1	3	2	0	3	2	2	2	3	2	4	2	26
		40代	0	5	2	3	3	8	4	3	4	8	3	4	47
		50代	3	4	7	4	5	8	2	8	10	1	6	5	63
		60～64歳	2	2	4	0	4	0	1	3	4	3	2	4	29
		65歳～	10	14	9	13	14	12	14	14	16	20	20	12	168
	不明	12	13	16	12	16	6	2	2	6	8	2	4	99	
	対象者区分	高齢者	11	16	9	15	14	10	15	15	18	21	20	13	177
		障がい者	3	2	7	0	2	2	0	5	3	4	2	3	33
		児童	1	1	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	8
		離職者(離職して2年未満)	0	1	3	0	3	2	1	4	2	2	1	1	20
		依存症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		無職(2年以上就労していない)・ひきこもり	0	1	0	1	0	5	1	1	0	0	1	1	11
	その他	15	25	24	22	31	19	8	10	21	18	15	13	221	
	住所	精道	9	10	12	9	15	12	3	11	19	14	12	12	138
潮見		5	10	14	10	13	7	4	8	8	14	8	9	110	
西山手		3	4	6	4	6	4	4	11	6	4	9	2	63	
東山手		7	8	1	4	5	2	3	3	5	6	7	3	54	
他市		0	1	1	1	0	4	3	0	1	4	1	1	17	
不明	7	13	10	10	11	11	8	3	6	3	2	5	89		
相談内容(重複あり)	介護保険・福祉制度について	2	1	2	2	2	0	2	0	1	7	1	5	25	
	生活(衣食住の欠如)について	8	17	12	16	23	12	6	6	27	12	23	6	168	
	経済、法律問題(多重債務等)	8	19	14	18	24	13	6	7	27	13	23	7	179	
	家族との関係について(DV・虐待)	0	0	2	0	1	2	1	1	0	0	1	1	9	
	健康(疾患、障がい等)・病院について	2	5	5	4	3	1	2	4	0	5	4	2	37	
	メンタルヘルス(こころ、依存症等)	2	0	3	1	1	2	0	4	1	1	1	0	16	
	介護予防について	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	1	6	
	就労について	1	1	2	4	3	2	1	2	2	1	1	2	22	
	役所の手続きについて	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	1	6	
	社会的孤立について	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	4	
	不安・話し相手	1	0	0	1	0	0	0	2	0	1	2	1	8	
	その他	3	5	7	2	7	2	6	7	2	4	4	1	50	
対応	他機関紹介	6	11	7	8	8	9	9	7	9	11	6	2	93	
	傾聴のみ	2	2	0	3	3	1	1	2	3	0	1	2	20	
	他機関・他制度つなぎ	23	33	37	27	39	30	15	27	33	34	32	28	358	

## II 家計改善支援事業（任意事業）の実績

### <事業の概要>

家計改善支援とは、支援員（家計改善支援員）が、家計に困り事を抱える相談者（生活困窮者）からの相談に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を共有し、家計の視点から相談者とともに生活困窮からの出口を見つけ出す支援です。

相談者それぞれの境遇や潜在的なニーズを把握し、必要な情報提供や専門的な助言、関係機関への同行等を通して、相談者の自立を促し、相談者とともに家計の改善に取り組みます。

最終的には、相談者自身が将来にわたって家計を自己管理できる力を育み、早期に生活を再生することを目指します。

### 1 支援実績

#### (1) 新規面談の家計再生プラン実績

【図表 1-1①】 新規面談の家計再生プラン実績集計表

家計相談支援内容		件数	割合	
相談者数合計（人）		25	100%	
性別	男性（人）	12	48%	
性別	女性（人）	13	52%	
年齢（平均）		54.4	-	
①相談時家計表作成		24	96%	
②家計計画表作成		23	92%	
③キャッシュフロー表作成		14	56%	
④家計再生プラン作成		25	100%	
		件数	プラン割合	件数割合
家計再生プランの支援内容	⑤家計相談の継続	25	100%	100%
	⑥債務整理	5	20%	20%
	⑦貸付あっせん	1	4%	4%
	⑧GC緊急対応資金	-	-	-
	⑨食糧支援	2	8%	8%
	⑩年金・手当の増収	-	-	-
	⑪就職による増収	-	-	-
	⑫就学援助	-	-	-
	⑬各種減免	2	8%	8%
	⑭納付相談	5	20%	20%
	⑮債務整理以外の法律相談	-	-	-
	⑯住居確保給付金	1	4%	4%
	⑰生活保護	3	12%	12%
⑱その他	-	-	-	

【図表 1-1②】 年代別



【図表 1-1③】 就労状況



新規相談件数は 25 件となっています。キャッシュフロー表の作成については相談者の状況に応じて作成するよう工夫をしています。相談者の内訳としては 40 代が最も多く、職業では年金生活者と無職で過半数を占めています。

年金生活者については、年金がそもそも少なく生活が苦しい方や年金は多いが浪費が多い方などさまざまです。無職については、家計表で安定した生活に必要な収入の目安が見える化し、就労支援と連携した支援を行っています。

(2) 支援実績の集計

【図表 1-2】 家計改善支援事業の支援実績集計表

支援内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
面談同席 (同意なし)				1	1	3	2	2	4	2	1	1	17
初回相談 (同意あり)		5	4		3	1	1		7		3	1	25
継続相談 (同意あり)		2	7	7	11	11	17	9	7	7	11	9	98
延べ相談		7	11	8	15	15	20	11	18	9	15	11	140
プラン作成		5	4		3	1	1		7		3	1	25
食糧支援				2									2
弁護士同行		1	1		2			1	1	1	1	2	10
自宅訪問相談			1	2	1	2	3	2					11
市債権管理課		1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	13
市国保窓口		1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	13
市年金窓口							1						1
市住宅管理センター			1		1				1				3
市水道お客様センター							1	2	1	1	1		6
市生活援護課		1		1		1	3	1			1	1	9
その他市役所窓口										1			1
税務署同行													
年金事務所同行													
病院同行													
携帯電話店同行							1						1
不動産店同行						1							1
中古車店同行													
銀行同行									1				1
支援調整会議		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
終結					1			3				2	6

事業開始から延べ相談件数は 140 件となっています。うち同行支援は延べ 59 回行い、自立相談支援機関と連携した支援ができました。

【図表 1-3】 家計改善支援事業未利用者への支援状況

	対象者 (年齢・性別)	来所相談	電話 メール	自宅訪問	他機関同 行等	その他
1	70代・女性	1				
2	60代・女性	1				
3	80代・女性	1				
4	50代・女性		2			
5	70代・男性			1		
6	70代・男性	2				
7	40代・女性	1				
	合計	6	2	1	0	0

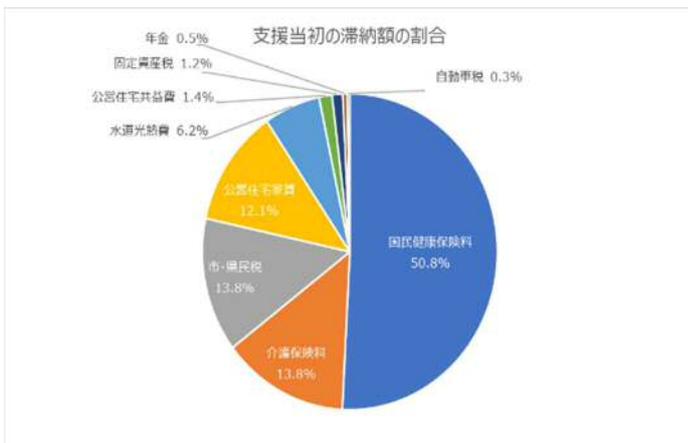
7月より本事業の利用につなげる目的で、利用の同意がない段階での相談への同席を始めました。個人情報観の観点やセンシティブな内容を含むため、同意なしでの同席は可能な限り1回までとすることを確認しています。同意なしのまま相談を終えた人数は6名（1名は2023年2月に利用へ）となりました。

(3) 滞納金の支払い

【図表 1-4①】 滞納金支払い実績表（全7ケース）

保険・税	滞納額 (支援当初)	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月	合計
国民健康保険料	1,309,957	0	5,000	25,000	0	12,000	0	10,000	11,000	21,000	20,000	3,000	35,000	142,000
後期高齢者医療保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	355,720	0	0	0	0	1,000	0	0	111,120	0	0	0	0	112,120
市・県民税	355,080	0	10,000	30,000	0	15,000	0	14,000	121,080	5,000	8,000	3,000	15,000	221,080
固定資産税	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,000	28,000
自動車税	7,280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市営住宅家賃	323,850	0	0	40,600	0	40,600	0	0	0	77,300	42,600	0	35,800	236,900
市営住宅共益費	36,700	0	0	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
年金	0	0	0	0	0	0	0	0	12,450	0	0	0	0	12,450
光熱費	159,164	0	0	0	0	16,425	0	4,628	27,619	68,007	1,321	2,407	9,000	129,407
その他ローン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,577,751	0	15,000	101,600	0	85,025	0	28,628	283,269	171,307	71,921	8,407	122,800	887,957

【図表 1-4②】 滞納額の割合



【図表 1-4③】 支払い実績の割合



令和4年度末までの累計で887,957円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約85.4%で総額758,550円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。

支援当初の滞納状況については、国民健康保険料の滞納が最も多く、次いで介護保険料、市・県民税の順になっています。一方、支払い実績の割合は、公営住宅家賃、市・県民税、国民健康保険料の順となっています。

(4) 周知・啓発

【図表 1-5】周知実施件数

周知先	アウトリーチ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生活援護、自立相談、障がい相談研修				2										2
相談支援連絡会				1										1
ひだまりの会(ひきこもりの子供を持つ親の会)				1										1
くろまつ(就労準備支援事業プログラム)					2	1							1	4
権利擁護研修					1									1
包括ミーティング					1									1
生活困窮者自立支援推進協議会						1								1
県立高校	●				1				1		1			3
総合相談連絡会						1								1
社会福祉協議会 実習生						1	1		1			1		4
阪神地域障がい者就労支援センター情報交換会									1					1
保健福祉センター内パネル展示										1				1
芦屋市消費生活センター													1	1
合計			0	4	5	4	1	0	3	1	1	1	2	22

保健福祉センターの各種相談窓口や学校等の外部機関に向けての周知を行いました。外部機関への周知については、自立相談支援事業と就労準備支援事業とともに連携し進めることができました。

また、就労準備支援事業と連携し、金銭講座の開催やプログラムへの参加を通じて社会的孤立へのアプローチを行いました。家計相談支援員がこういったアプローチを行うことは他市ではあまり見られない取り組みであり、今後も継続して芦屋市での特色を出していきたいと考えます。

2 成果と課題

(1) 地域での居場所・役割

成果

- ・リーフレットを1,000部作成し、市役所の関係窓口や保健福祉センター内、市内3病院（芦屋セントマリア病院、南芦屋浜病院、市立芦屋病院）に設置しました。
- ・内部に向けての事業説明会を8回、アウトリーチとして県立高校での事業説明を2回、阪神地域の情報交換会で1回、社会福祉協議会実習生に実習過程における事業説明を4回実施しました。
- ・就労準備支援事業主催の「くろまつ」にて金銭管理講座を4回開催しました。
- ・県立高校の学生若干名に向けて金銭管理講座を1回開催しました。

課題

- ・今年度より新たに開始した事業のため、相談先としての定着や本事業の理解に向けて、様々な機関への周知や、定期的な事業説明の場が必要であると考えています。

(2) 支援内容

成果

- ・同行支援計59回、自宅訪問11回、食糧支援2回行いました。
- ・滞納金について、家計支援ツールを使用した支払い計画書の作成や同行支援により、令和4年度末までの累計で887,957円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は

約 85.4%で総額 758,550 円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。

**課題**

- ・家計支援ツールの活用について、新型コロナウイルス感染症の影響で一緒に家計表を作成するということが全国的に行いづらい環境にあり、相談者自身の家計への理解度が低くなる傾向にありました。感染症法上の位置づけが変わったことを受け、本来の形に戻し、理解度を引き上げていきたいと考えています。

(3) 各種協議

**成果**

- ・定例開催の会議等に参加し、他機関との情報共有を行いました。
- ・現状と今後の見通しを家計の視点で報告することで、他機関の支援員に相談者の生活状況を把握してもらいやすくなり、円滑に支援へつなげることができました。

**課題**

- ・他機関からつながりやすい環境を作るため、今後も継続して周知等を行いながら、連携できる関係先を増やしていくことが必要であると考えています。

(4) 支援体制の強化

**成果**

- ・国、県が開催する研修やグリーンコープ生協が独自で行う研修に可能な限り参加をし、その内容を相談に活かすことができました。

**課題**

- ・今後も可能な限り研修等へ積極的に参加し、相談支援に活かしていきたいと考えています。

### III 就労準備支援事業（任意事業）の実績

#### <事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供します。

#### 1 支援実績

【図表 1】就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全 5 件）

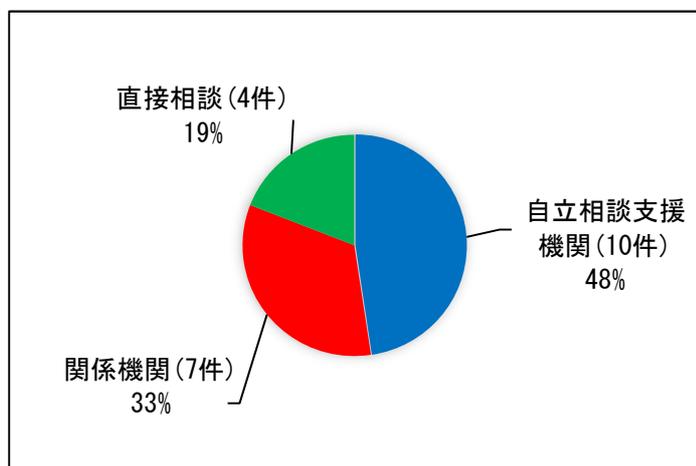
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所面談	電話メール	自宅訪問	他機関同行等	その他※
1	R3-Y(50代男性)	15か月	30	60	2	6	50
2	R3-L(20代男性)	4か月	17	46	2	18	64
3	R4-A(50代男性)	4か月	10	35	0	4	24
4	R4-D(50代男性)	4か月	0	2	5	0	0
5	R4-E(30代女性)	4か月	15	22	0	5	25

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

【図表 1-2】就労準備支援事業利用者終結状況（全 4 件）

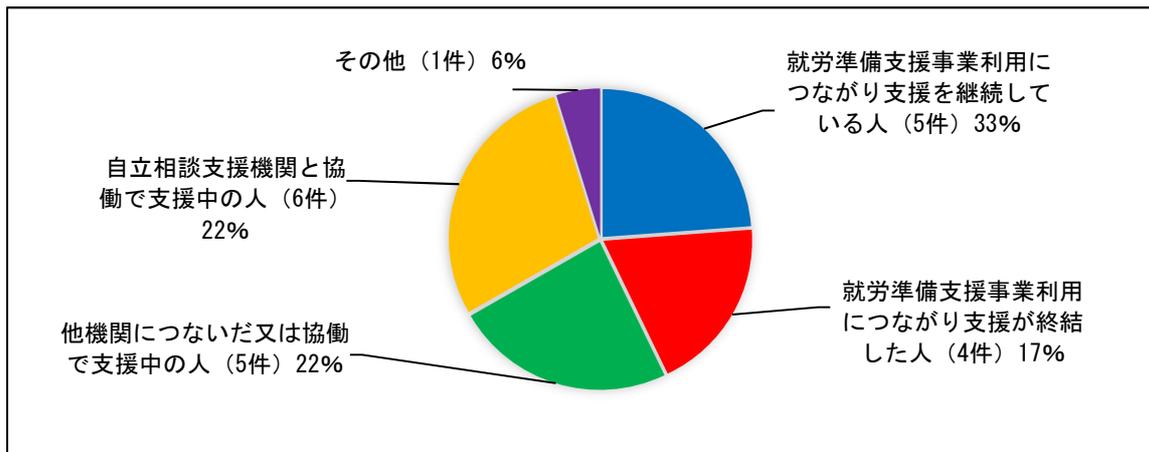
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所面談	電話メール	自宅訪問	他機関同行等	その他※	備考
1	R3-B(40代女性)	12か月	12	35	0	4	3	福祉サービス利用へ R4.9月終結
2	R3-N(30代女性)	12か月	8	30	1	1	35	福祉サービス利用へ R4.11月終結
3	R3-F(20代女性)	12か月	14	48	0	4	2	福祉サービス利用へ R4.11月終結
4	R2-J(30代男性)	24か月	20	70	0	15	18	就労定着 R5.2月終結

【図表 2】就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 21 件）



経路の内訳は、自立相談支援機関からが半数近くを占めます。もう半数以上は若者相談センター「アサガオ」、阪神南障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業等の関係機関からの紹介や、学校訪問を行った高等学校、社協だよりで本事業について知り、来所される等、直接的に本事業窓口につながりました。

【図表 3】 就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類（全 21 件）



本事業担当者が関わったケースの半数が本事業利用につながっています。（終結したケース含む）

残りの半数のケースでは、自立相談支援機関や他機関と協働しながら本事業利用に向けた伴走型の支援を行いながら関わっています。ケースの中には、自立支援医療や障がい者手帳を所持していても、福祉サービスにつながっていない方がおられます。そのような方は、福祉サービスの中には、本人の希望するサービスがなく、「日中外に出る機会があまりない」「人との関わりに不安がある」などの思いを持たれています。障がいの有無に関わらず、つどい場「くろまつ」や農作業を通して、外に出る機会や人と関わる機会がもてる場が少しずつ増加しています。

【図表 4】 就労準備支援事業未利用者への支援状況（全 12 件）

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R3-H(50代男性)	0	0	5	0	0	障がい者相談支援事業と協働
2	R3-M(20代男性)	3	4	0	0	7	阪神南障がい者就業・生活支援センターと協働 R5.1月他県に引っ越し。
3	R4-B(40代男性)	2	2	0	0	0	自立相談支援事業と協働
4	R4-P(40代男性)	2	0	0	0	0	自立相談支援事業と協働
5	R4-K(20代男性)	1	4	0	0	0	自立相談支援事業と協働 (若者相談センター「アサガオ」からの紹介)
6	R4-T(40代男性)	2	4	0	0	4	自立相談支援事業と協働 (若者相談センター「アサガオ」からの紹介)
7	R4-H(40代男性)	0	0	0	0	18	障がい者相談支援事業と協働 福祉サービスの利用へつながる
8	R4-I(40代男性)	0	0	0	0	15	自立相談支援事業と協働
9	R4-F(50代男性)	1	6	0	0	18	障がい者相談支援事業と協働
10	R5-G(20代男性)	5	8	0	1	6	阪神南障がい者就業・生活支援センター 障がい者相談支援事業と協働

11	R5-A (20代女性)	0	2	0	0	0	自立相談支援事業と協働 (若者相談センター「アサガオ」からの紹介)
12	R5-0 (30代男性)	2	2	0	0	0	自立相談支援事業と協働 (若者相談センター「アサガオ」からの紹介)

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

本事業未利用の状態です。自立相談支援事業をはじめ他機関と連携して関わることで、対象者の状況の変化に伴い、本事業利用に至るケースがありました。

その他の項目では、つどい場「くろまつ」、農作業の活動の場ができたことで、本事業未利用の方とも定期的に関わる機会がもてるようになりました。

## 2 社会資源の開拓

(芦屋社会福祉協議会・阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表5】ボランティア・見学・実習 可能事業所

	事業所名	所在地	内容
1	株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本、CD、DVDのピッキング等
2	あしや温泉	芦屋市	館内清掃
3	社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ、水やり 野菜作り
4	就労支援カフェ CACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業
5	就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
6	NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
7	ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
8	婦木農園	丹波市	農業体験、酪農体験(合宿も可)
9	山村ロジスティクス	西宮市	食品等のピッキング
10	エルホーム芦屋	芦屋市	グループ活動体験(花壇のお世話、庭掃除)
11	株式会社プランツ・キューブ/ワーク・キューブ	芦屋市	喫茶作業、軽作業、パソコン操作
12	株式会社ポップ・アイディー	芦屋市	パソコン作業
13	芦屋市シルバー人材センター	芦屋市	事務作業
14	社会福祉法人 山の子会 芦屋アフタースクール	芦屋市	指導員補助
15	芦屋市保健福祉センター	芦屋市	消毒作業、花の水やり、植え替え
16	芦屋市立図書館	芦屋市	書架整理、除籍資料梱包、季節催事の飾りつけ作成や展示、PC入力等、園芸、清掃
17	(株)リュリュ	芦屋市	内職作業の提供(期間限定)
18	(株)潮芦屋マリーナエリアセンター	芦屋市	足湯の清掃、コンビニエンスストアでの清掃、品出し業務、敷地内の植栽等
①9	公益財団法人 木口福祉財団	芦屋市	作業スペースの貸与

⑳	(福) 明倫福祉会 愛しや	芦屋市	シーツ交換、消毒作業、タオルたたみ
㉑	生活協同組合 コープこうべ	芦屋市	めーむひろばでの仕分け、受け渡し作業等
㉒	(福) 聖徳園 ・あしや聖徳園 ・ケアステーション あしや聖徳園 ・養護老人ホーム 和風園	芦屋市	館内消毒、掃除、清掃、洗車(随時)、車いす掃除(メンテナンス)、フリースペースふらっと内の掃除、共用廊下、庭の掃き掃除、花の水やり、イベント時の準備、片づけ、館内の消毒

\* No⑱⑳㉑㉒は、今年度新規開拓した事業所

今年度は、4件の就労体験先、作業スペース提供先を開拓しました。

開拓した就労体験先で、仕事の切り出しを行ってもらい、体験者の方のニーズに合わせての就労体験が実施できました。就労体験を経験することで、就労に向けた次のステップに進もうと考えられる方もおり、今後も本事業利用者と関係性を築きながら、実施していきたいと考えております。

### 3 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表 6】パソコン・タブレットの使い方

	項目	内容
1	パソコン・タブレットの基本操作	機器の立ち上げ、操作方法の説明・実践
2	ソフト基礎学習	Wordの文書作成、案内の作成、表作成、Excelの表作成
3	求人の検索	インターネットによる仕事探しの方法について説明・実践
4	オンラインツールの活用	オンライン面談やオンライン面接に向けての練習でZOOMを活用
5	職業について知る	職業情報提供サイト日本版O-NETを閲覧しながら様々な職業について学ぶ。

【図表 7】グループセッション プログラム (ピアサポート活動)

開催月	テーマ	詳細
4	「働くときに大事なものってなにか？」	働く時に大事なことを参加者同士で話し合う。
5	「作業をやってみよう！」	清掃・事務などの作業を用意して実施してみる。
6	「仕事を探してみよう！」	スマートフォン、PCを使用しての求人検索や、印刷した求人票の閲覧方法について学ぶ。
7	「面接を体験してみよう！」(1)	面接のポイントをおさえて、実践する。
9	「こんなときどうしよう？」(1)	就労場面での起こり得る、シチュエーション①への対応について学ぶ。
10	「こんなときどうしよう？」(2)	就労場面での起こり得る、シチュエーション②への対応について学ぶ。
11	「これまでの学びを振り返ろう！」	これまでの面接の振り返り、実演
R5.1	「面接を体験してみよう！」(2)	模擬面接体験を実施。
R5.2	「就業体験報告会」	実際に働いている人の話を聞く。
R5.3	「今年の学びを振り返ろう」	印象に残ったテーマについてグループで発表。

\* 令和4年8月、12月は開催せず。

#### 4 周知・啓発

今年度は自立相談支援事業担当者、家計相談支援事業担当者と連携して近隣の高校(市内1校、市外2校)を訪問し、進路担当者等へ事業の案内を行いました。

継続して学校訪問することで、近隣の高等学校在学中の生徒に対して、「働くための準備」としての出前講座や、家計相談支援事業担当者による「お金に関する講座」を実施することができました。

今後も学校との連携を継続し、本事業でできることの周知・啓発や、今後困ったときに気軽に相談できるような関係づくりを推進していきたいと考えています。

#### 5 成果と課題

##### (1) 地域での居場所・役割

###### 成果

- ・若者相談センター「アサガオ」の親の会と継続して連携し、情報共有を行いました。
- ・訪問支援を重ねることで対象者の興味のあることや、「苦手なこと」「してみても良い事」について知ることができました。また、その情報をもとに外に出るきっかけづくりの提案をしたことで、外に出る事ができました。その後も緩やかに継続した個別支援を実施することで、就労体験への参加など就労への意欲が高まり、プログラムを通して他者と関わる機会が増加しました。
- ・つどい場「くろまつ」を継続して実施しました。37回開催し、延べ人数123名が参加しました。参加者からは、「月曜日は早起きするようになった。」「人と話す機会や外に出る機会が増えた。」「生活リズムが整うようになった。」と感想をいただいています。

###### 課題

- ・自立相談支援事業の関わっているひきこもりのケースで本事業につながっていないケースもあるため、情報共有を行いながら、アウトリーチを実施していきます。

##### (2) 周知・啓発

###### 成果

- ・継続して自立相談支援事業と近隣の高校・大学へ訪問し、学校側に本事業の対象者像や支援内容の説明を行い、本事業を認知してもらうことに務めました。定期的な学校訪問により個別ケースにつながり、在学生に対して出前講座を実施することで、つながることができました。また、教育分野と福祉分野で連携する場面が増加しました。
- ・農作業を実施し、潜在的な対象者が参加するきっかけとなりました。

###### 課題

- ・事業内容の取り組みについて周知できるよう引き続き取り組んでいきます。

### (3) 就労支援

#### 成果

- ・対象者のニーズに応じて農作業等のプログラムを実施することで、ひきこもり状態から外に出る機会につながりました。
- ・対象者のニーズに合わせてボランティア体験や就労体験先を4件開拓し、体験した方から「やってみて自分の適性の参考になった。」という声が聞けました。

#### 課題

- ・対象者のニーズに合わせたプログラムや体験先を開拓するための人手不足。
- ・就労体験利用の増加に伴い、職員が付き添う場面も増加し、他のプログラム実施等の職員側の人手不足が課題になってきています。

### (4) 相談支援体制の機能強化

#### 成果

- ・自立相談支援機関、若者相談センター「アサガオ」、阪神南障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業等の関係機関と連携することで、5件が本事業の利用につながりました。  
(継続1件、新規4件)
- ・自立相談支援機関や他機関と継続して綿密に連携、早期からの面談の同席、定期的な打ち合わせにより情報の共有に努めることができました。
- ・就労相談のうち、障がい者手帳を所持しておらず、日中活動の場がない方に対して、つどい場「くろまつ」を通して参加の場の提供ができました。
- ・本事業で実施している内容について関係機関と共有することで、本事業の利用者、つどい場「くろまつ」、「農作業」に参加する方が増加しました。

#### 課題

- ・継続して本事業のプログラムや内容について、継続して周知しながら、連携をさらに強化していきます。

## IV 地域まなびの場支援事業（任意事業）の実績

### <事業の概要>

まなびの場の環境（学校以外での学習の機会等）が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、学習支援利用者の保護者への支援を併せて実施するものです。

【図表 1 学習支援の実施体制】

名称	役割
学習支援相談員	(社会福祉法人山の子会の事業担当者) ・地域まなびの場支援事業全体の統括 ・「学習支援」、「居場所」、「養育支援」等の企画・実施 ・「学習支援」利用希望者の面談、事業の詳細説明
学習支援員	(元学校教員、元塾講師、学生等) ・「学習支援」の講師 ・「居場所」、「養育支援」の補助

※学習支援員が同時に学習支援する子どもの数は、1人当たり最大3人以内とする。

### 1 支援実績

#### (1) 学習支援

##### ア 利用申込み

【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人、世帯)

区分	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
令和4年度新規申込数	2	0	0	2	1
総申込数	4	9	10	23	15

前年度から引き続き、自立相談支援事業及び福祉部生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、利用登録をすることができました。本年度の新たな利用登録は1世帯2名でした。

##### イ 実施状況

毎週2回実施（火曜日 午後4時から午後7時、木曜日 午後4時から午後7時）

##### ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人、世帯)

区分	開催回数	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
合計	96回	90(2)	163(4)	205(4)	458(11)	8

※（ ）内は実人数

エ 進学状況（令和5年3月末）

公立高校 2名 私立高校 1名 大学 1名 高校卒業後就職 1名

(2) 居場所づくり（子どもの居場所「ひみつきち」）

ア 実施状況

各月3回（金曜日 午後4時から午後6時（一部の回は午後7時すぎまで開催））

イ 利用状況

【図表 1-3 「ひみつきち」利用状況】

(人)

開催回数	区分	未就学	小学生	中学生	高校生	その他※	合計	1回あたり参加者数
37回	利用者数	50	33	1	1	298	383	10.35
	うち学習支援利用者		0	1	0		1	

※その他：未就学児の保護者、高齢者等

ウ 企画内容

【図表 1-4 「ひみつきち」企画内容一覧】

	目的	催事名	実施回数
1	科学への好奇心喚起のために	宇宙のひみつにチャレンジ	12回
2	親子の健康増進のために	キッズ ヨガ	5回
3	多世代の交流の場づくりとして	笑いヨガ	6回
4	郷土への関心増加のために	芦屋のれきしたんけん	4回
5	過去の稀少な映像作品による触発	ひみつきちシアター	3回
6	大自然への視野を拓げるために	地球のお話	1回
7	低学年・未就学児向けの科学の遊び体験	かがくの実験教室	1回
8	夏休みの宿題対策として	今から書ける読書感想文	1回
9	飲料と食の文化を多世代で学ぶ場づくり	コーヒーの秘密／コーヒーを芦屋で栽培	2回
10	子どもとスマホの関係を参加者と考える	たまにはスマホを忘れてみよう	1回
11	幼児期からの歯の健康作りのために	子ども歯みがき教室	1回

計 37回

コロナ禍において、感染に対する警戒心から、参加者数は昨年度と同様に少ない傾向にありましたが、一度も中止や会場の変更をすることなく予定通りに37回実施できました。

昨年度末から、施設側からの「参加者数を極力絞って欲しい」という要請に応える目的も含んだ、コロナ禍の長期化に備えた「参集以外の開催方法」を検討し、インターネットを活用した動画配信を適宜試行しました。

【開催例 写真1】キッズヨガ



【開催例 写真2】かがくの実験教室



感染防止のために施設内のガーデンで行うこともありました。「キッズヨガ」を担当されている講師の協力で、夏休みに低学年向けの「かがくの実験教室」を開催したところ、多数の参加がありました。

【開催例 写真3】宇宙のひみつにチャレンジ



【開催例 写真4】芦屋でコーヒーを栽培



「宇宙のひみつにチャレンジ」では、スクリーンを通してセミナー形式の催しを実施しました。

「芦屋でコーヒーを栽培」では、施設内で育てたコーヒーの木から採れた豆を目の前で焙煎、味わってもらうという企画に多数が参加し、コロナ感染禍の終焉を思わせる春の光景が広がりました。

### (3) 養育支援

【図表 1-5 相談件数・人数】

相談件数	29 件	相談人数	29 人
------	------	------	------

#### 主な相談内容

- ・子どもと親の関係
- ・高校受験についての相談
- ・学校生活での問題等
- ・不登校、ひきこもり等

受験勉強の相談や生活状況の相談など複雑な問題が絡み合った相談が多くありました。必要に応じて、関係機関と情報共有を行いました。

## 2 成果と課題

### (1) 学習支援について

#### 成果

- ・高校受験予定者3名は受験への意志を固めることができ、志望校も決めることができました。
- ・不登校となり中途退学の懸念があった子どもについて、将来の希望する職種が見つかったことで、学校生活に意欲的になり、少しずつ日々の学習と学校への出席ができるようになってきました。
- ・わが子の成績向上への期待感が非常に強い保護者からの要望について、可能な限り対応しました。
- ・学習のための居場所として充実させる努力を継続しており、子ども食堂の意義を継承する形で軽微なおやつを提供も行いました。

#### 課題

- ・限られた教室（空間）の中で学習に真剣に取り組みたい子どもと、「自分たちの居場所」として楽しみたい子どもの共存に苦慮しています。
- ・受験勉強の効果への期待が持てないことを不服として、利用の休止をする世帯がありました。
- ・以前に当教室を利用者で、自宅でのひきこもりになっている生徒への支援ができませんでした。

### (2) 子どもの居場所「ひみつきち」について

#### 成果

- ・コロナ感染対策を講じながら、昨年度に比べ開催回数を増やして（月3回）実施できました。
- ・広報あしやへの掲載をはじめ、近隣の店舗、図書館・学校等の施設や市庁舎内、芦屋市広報掲示板へのポスター掲示やチラシの配布・配架を適宜行い、事業の周知を行いました。また、新聞折り込みによるチラシの配布を1度実施しました。
- ・参集での開催とインターネット配信を併用して行いました。

#### 課題

- ・学習支援対象者の参加がほとんど見られませんでした（金曜日に別途の予定のある子どもがいることも大きい理由）。
- ・中学生、高校生の参加が非常に少なかった。
- ・インターネットによる中継配信を適宜実施しましたが、配信に適した企画とそうでないものがあり、参加者の増加に寄与することはありませんでした。

### (3) 保護者に対する養育支援について

#### 成果

- ・学習支援当日の空き時間や前後の日を利用して、保護者との面談や電話による相談を行いました。
- ・教室への出席が遠ざかっている子どもの保護者について、気軽に相談できるよう学習支援相談員から継続してアプローチを行いました。

- ・民間の無料学習支援団体を紹介（情報提供のみ）し、利用につながった世帯がありました。

#### 課題

- ・不登校やひきこもり、様々な障がいに関する事等、助言を受けられる相談先を開拓し、きめ細かく相談に対応できる体制づくりが不十分でした。

#### (4) その他

#### 成果

- ・支援団体より「子どもと地域の食堂」宛に送られたお菓子等の支援食料品は、可能な限り学習支援利用者や「ひみつきち」の参加者へ配布しました。

#### 課題

- ・事業の周知や企画面で、近傍の自治会等、地域の諸団体との協働ができませんでした。コロナ禍の中にあって、自治会などの地域の活動も、まだ盛んとは言えない状態です。
- ・本事業実施のためのボランティアや協力者の募集が不十分でした。

## V 事業推進体制

### 1 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会

参考資料 1 「芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱」に基づき設置

<目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため。

<設置日>

平成 28 年 1 月 18 日

<構成員>

参考資料 2 「生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿」を参照

<開催日>

#### 第 1 回

令和 4 年 8 月 30 日（火）午後 1 時 00 分～3 時 00 分

#### 第 2 回

令和 5 年 3 月 20 日（月）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

<協議内容>

#### 第 1 回 ※オンライン開催※

##### 1 報告

(1) 各事業における令和 3 年度の実績報告と令和 4 年度の取組について

- ア 自立相談支援事業
- イ 家計改善支援事業
- ウ 就労準備支援事業
- エ 地域まなびの場支援事業

##### 2 協議

- (1) 居場所の現状分析 P T（仮）の設置について
- (2)（仮）多機関協働推進委員会への移行に向けた試行的な取組について
- (3) 支援ニーズの増大に対応した地域の N P O 法人等に対する活動支援について

##### 3 その他

#### 第 2 回

##### 1 報告

(1) 各事業における令和 4 年度の取組状況について（令和 4 年 12 月末時点）

- ア 自立相談支援事業
- イ 家計改善支援事業
- ウ 就労準備支援事業
- エ 地域まなびの場支援事業

(2) 「こえる場！」（2/2 開催）の報告について

(3) 居場所の現状分析プロジェクトの取組報告について

(4) 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業補助金の申請団体について

## 2 協議

(1) 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（意見交換会（12/15 開催））の報告について

(2) 多機関協働推進委員会への改編案について

## 3 その他

### <協議結果>

#### 第1回

令和4年度から家計改善支援事業が開始され、自立相談支援事業と連携した「ひだまりの会」での説明会や、就労準備支援事業と連携した「つどい場 くらまつ」での「お金のやりくり」をテーマとした講義の実施等、個別支援にとどまらず、一体的なアプローチを実施していることについて評価をいただきました。

また、参加支援を展望した居場所を軸としたプロジェクトを「居場所の現状分析PT（仮）」という形で本協議会の元に設置し、居場所の分野横断的な活用や充足等についての検証等をこのプロジェクトの中で取り組んでいくこととなりました。

#### 第2回

重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に地域づくりを意識しながら一体的に進めていくことを目的に、本協議会から多機関協働推進委員会への改編案について協議を行い、承認いただきました。

居場所の現状分析プロジェクトの取組報告では、他分野横断の居場所プロジェクトには効果があると考えており、今後の方向性として、「居場所の周知」「共有」「創設」の3つの視点から、令和5年度も継続して取り組んでいくこととなりました。

## 2 総合相談連絡会

### <目的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

また、令和3年度には学校教育課担当者に定例出席を依頼し、連携を図っています。

### <実施状況>

開催日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：16機関（福祉センター、保健センター、子ども家庭総合支援室、特別支援教育センター、福祉部地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会地域福祉係（重層的支援体制整備事業含む）、若者相談センター、地域まなびの場支援事業、こども政策課母子父子自立支援相談員、学校教育課、家計改善支援事業）

### <令和4年度の成果と課題>

#### 成果

・定例的に開催することで、情報共有を行い、また専門職間の顔の見える関係づくりができました。

・重層的支援体制整備事業担当者が出席し、多機関協働ケースとして取り扱ったほうが良いケースについて検討することができました。

・参加者から講演会や研修などのチラシを配布いただき、情報共有することができました。

#### 課題

・総合相談窓口からの一方的な発信になってしまい、支援方針の検討やその後の支援についての協議には至りませんでした。

### 3 事例検討会

#### <目的>

相談対応において精神疾患や発達障がい、依存症のアセスメントや支援方法で迷うことが多いため、学識経験者やケースに携わっている関係機関とケースの方向性や振り返りを行う場として設置しています。

#### <実施状況>

開催日：奇数月（平成27年11月～）

参加者：阪田 憲二郎先生（神戸学院大学 教授）・社会福祉協議会・福祉部地域福祉課・就労準備支援事業・事例に携わる関係機関

#### <令和4年度の成果>

#### 成果

・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインでの開催を継続しました。  
・主に、ひきこもりの方や長期間就労していない方へのアプローチ方法などについて事例に基づき検討しました。参加者間でも意見交換することができ、支援に対する見立てを行うことができました。また長期間ひきこもりだったご本人と出会うことができ、その後の支援方法を確認することができました。

・「ひだまりの会 一子どもを思いやる親の会」の運営に関しても、あまり焦ることはなく定期的に開催していくことが大切であると確認することができました。

#### 課題

・相談に結び付いていない方に関して、どのようなアプローチ方法が効果的なのか事例を通して引き続き検討します。待つ支援もあることを確認し、タイミングを見て介入する必要があるため、学びを深める必要があります。

### 4 阪神7市・篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

#### <目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

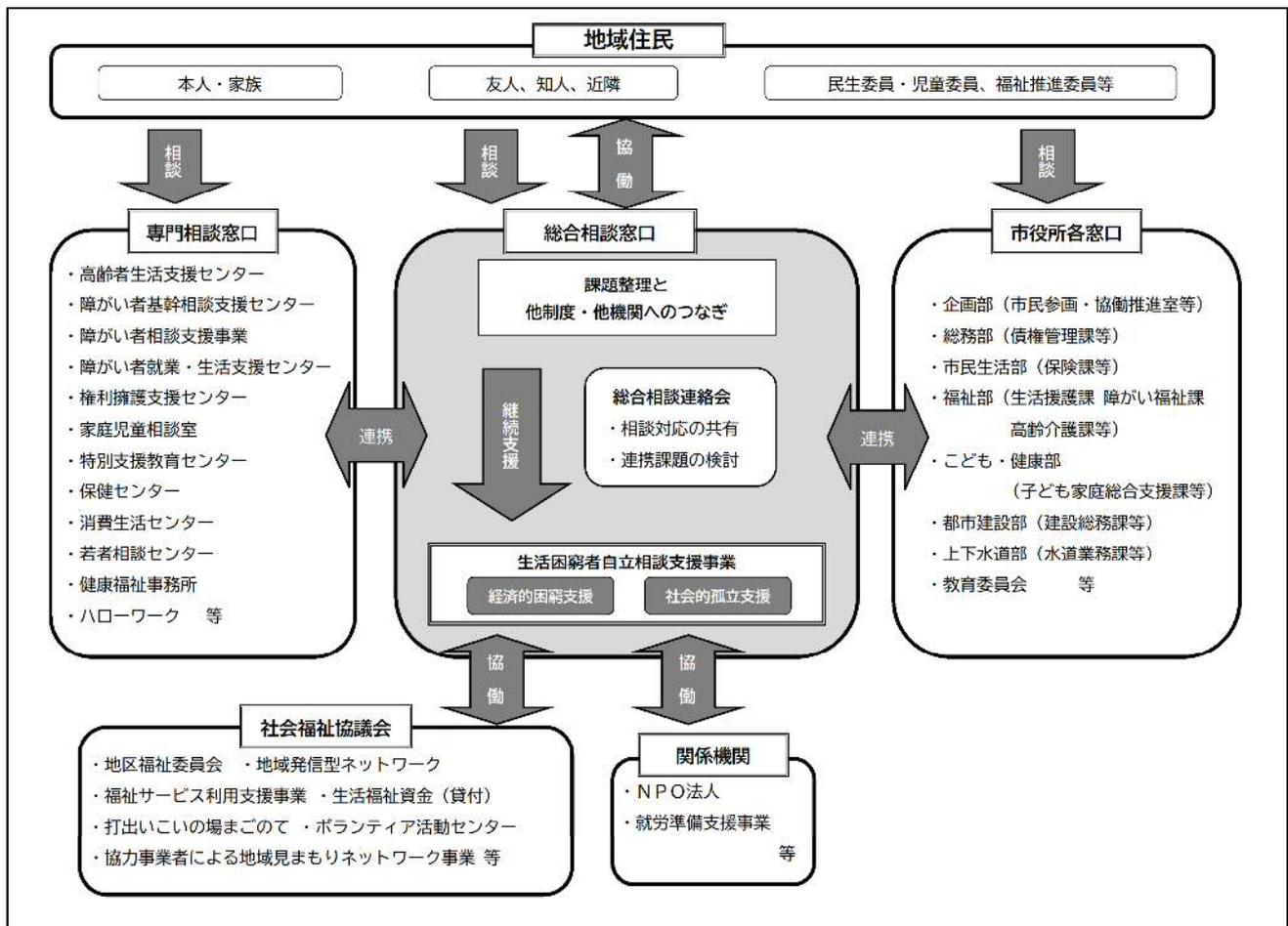
#### <開催日>

令和4年11月8日（火）午後2時～4時

<協議内容>

- ・意見交換会
  - ①ひきこもり支援
  - ②家計改善支援事業
  - ③支援調整会議
  - ④その他
- ・幹事市の確認など

5 総合相談窓口の関係図



(第3次芦屋市地域福祉計画より抜粋 一部改編)

## VI その他

### 1 広報啓発

#### (1) 広報誌等

令和4年4月～令和5年3月	広報あしや (総合相談窓口、ひだまりの会、ひみつきち、寄ってカフェ)
令和4年4月～令和5年3月	あしやねっと(寄ってカフェ)
令和4年4月～令和5年3月	ためまっぷ芦屋(寄ってカフェ)
令和4年4月	社協だより(つどい場「くろまつ」)
令和4年6月	福祉センターだより(家計改善支援事業)
令和4年10月	社協だより(総合相談窓口、ひだまりの会)
令和4年12月	福祉センターエントランスパネル展
令和5年1月	福祉センターだより1月号 社協だより(総合相談窓口、ひだまりの会)

#### (2) 広報物作成

令和4年4月～令和5年3月	寄ってカフェ開催チラシ※毎月配布
令和4年4月～令和5年3月	つどい場「くろまつ」毎月の予定を作成
令和4年5月	家計改善支援事業リーフレット作成
令和5年1月	総合相談窓口(社会的孤立の方向け)チラシ作成

#### (3) 説明会等

令和4年6月	生活保護制度、生活困窮者自立相談支援事業、障がい相談研修会 相談支援連絡会
令和4年7月	生活困窮者自立支援制度 近隣の高校、大学で事業説明 (高校2校) 権利擁護研修 地域包括ミーティング 近隣の県立高校
令和4年8月	総合相談連絡会
令和4年11月	生活困窮者自立支援制度 近隣の高校、大学で事業説明 (高校2校) 近隣の県立高校
令和5年2月	「こえる場！」参画・企業団体向けにオンラインにて事業説明
令和5年3月	芦屋市消費生活センター

## 2 近隣市との情報交換会等

令和4年5月	西宮市就労準備支援事業担当者と情報交換
令和4年7月	伊丹市就労準備支援事業担当者と情報交換
令和4年8月	ひきこもり支援ネットワーク会議
令和4年11月	川西市就労準備支援事業担当者と情報交換 阪神地域障がい者就労支援センター情報交換会
令和4年12月	川西市就労準備支援事業担当者と情報交換
令和5年1月	伊丹市・豊中市就業支援団体連絡会
令和5年2月	伊丹市・豊中市・箕面市・神戸市就業支援団体連絡会

## 3 職員研修

令和4年6月	生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、障がい相談 研修会
令和4年7月	第18回日本福祉大学夏季大学院公開ゼミナール
令和4年8月	芦屋市ヤングケアラー研修 就労サポートセミナー 「兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修（オンライン）」
令和4年11月	生活保護受給者等就労自立促進事業に係る新任ケースワーカー等研修 生活困窮者自立支援制度人材養成研修テーマ別研修（オンライン） 日韓就労支援共同フォーラム
令和4年12月	（孤独・孤立の理解とアウトリーチ相談支援）研修プログラム
令和5年1月	生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修（近畿ブロック）

## VII 参考資料

### 1 生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
- (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、専門部会を主宰する。

6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。

9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

2 令和4年度 芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 特任教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会 理事	川畑 香
	兵庫県芦屋健康福祉事務所 地域保健課地域保健専門員	岸本 和子
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 職業相談部門統括職業指導官	上畑 真理
	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	権利擁護支援センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター 関係者	精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査	針山 大輔
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	障がい者基幹相談支援センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター長	杉江 東彦
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	安達 昌宏
	芦屋市民生児童委員協議会	倉内 弘子
行政	芦屋市福祉部 部長	中山 裕雅

令和4年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

事務局
芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
社会福祉法人 三田谷治療教育院 (就労準備支援事業受託機関)
グリーンコープ生活協同組合ひょうご (家計改善支援事業受託機関)
社会福祉法人 山の子会 (地域まなびの場支援事業受託機関)
福祉部地域福祉課



令和4年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

---

---

令和5年9月

発行 芦屋市

〒659-0051

兵庫県芦屋市呉川町14番9号

TEL 0797-38-2040

FAX 0797-31-0614

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集 芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課